総合取引所構想めぐり

採れる「不招請勧誘禁止」規制

損失の大きい個人相手の商品デリバティブ取引は取引所取引でも不招請勧誘が禁止されている（写真は東京商品取引所）

証券や金融、商品を一括して取り扱う、「総合取引所」構想の実現に向けた準備が進んでいる。政府の成長戦略（日本再興戦略）に基づき、日本の金融資本市場や金融機関の競争力を向上させて世界から資金を呼び込み、アジアトップの取引所実現をめざすものだ。これに伴い、過去に多大な被害者を出したため、規制が強化されてきた「商品デリバティブ取引」（メモ参照）の規制を緩和する方向で検討が進み、論議を呼んでいる。

「被害誘発の恐れ」指摘も

経済発展と消費者保護　引き続き慎重な議論必要

大豆や金、ガソリンといった現物商品の価格をあらかじめ決め、一定の時期に売買決済する商品先物取引は、価格変動のリスク（危険性）を管理できる一方、決済時の価格によっては大きな損失を被ることがある。比較的少額の投資で大きな利益を生む場合もあるため、投機的な運用も目立ち、取引は複雑かつ高度な専門知識が必要とされる。

ところが、十分な知識を持たない一般消費者を巻き込み、電話や訪問によるしつこい勧誘で、契約手数料を荒稼ぎする業者も後を絶たない。1985年の「豊田商事」事件をはじめ、多くの被害を生み訴訟が相次いだ。このため、同取引やリスクの高いデリバティブ取引全般に関して度重なる規制強化が進み、2011年度には、不招請勧誘の禁止という、極めてハードルの高い規制が加えられた。

不招請勧誘の禁止とは、勧誘されることを要請していない顧客に対し、訪問または電話によって勧誘を行う営業を禁止することである。金融商品取引法第三十八条と商品先物取引法第二百十四条にそれぞれ規定されている。

個人投資家に対する「不招請勧誘」規制

根拠法	金融商品取引法	商品先物取引法
取引	金融デリバティブ取引	商品デリバティブ取引
店頭取引	×（禁止）	×（禁止）
取引所取引	○（勧誘可）	△ 〔損失限定取引〕　○(勧誘可) 〔損失限定取引以外〕×(禁止)

(注)「損失限定取引」とは、当初の証拠金額を超える損失が発生する恐れのない取引をいう

禁止されている営業行為は、商品デリバティブ取引で、①個人を相手にする店頭取引の全て②個人を相手とする取引所取引のうち、発生し得る損失の額が初期の投資額を上回る可能性がある「損失限定取引以外」――が対象。金融デリバティブ取引（有価証券先物・為替先物など）は、個人を相手とする店頭取引のみを規制し、取引所で行う取引は対象外という違いがある【表参照】。

【デリバティブ取引】株式、債券、為替といった金融取引や、大豆やトウモロコシ、金などの現物取引から派生（デリバティブ）した金融商品を扱う取引全般を指す。商品の売買条件をあらかじめ決めておく「先物取引」、商品を売買する権利をあらかじめ購入する「オプション取引」、金利や通貨などをあらかじめ約束した条件で交換する「スワップ取引」などがある。

消費者委員会が懸念を表明

この方針に〝待った〟をかけたのが、内閣府の消費者委員会だ。同委員会は独立した第三者機関として位置付けられ、首相や各省庁に勧告や措置要求を行う権限を持つ。同委員会は昨年11月12日、総合取引所実現に向けた制度整備に盛り込まれている、不招請勧誘禁止規制の緩和の動きをけん制する意見書をまとめた。

この中で、不招請勧誘禁止規制が導入されるに至った経緯に触れつつ、国民生活センターの相談件数が、規制の始まった11年度以降減少していることから、「不招請勧誘禁止も含めた規制の効果がみられる」と評価。同規制が金融デリバティブ取引と同程度に緩和された場合、「被害が再び増加することが予想される」と指摘した。さらに、商品デリバティブ取引が多くの消費者被害をもたらした要因に、「望まないものを勧誘により取引に引き込み、顧客の利益を無視した取引を勧める事業者の営業姿勢」があるとし、被害を誘発する危険性が引き続き存在していることを危惧した。

また、一部にある不招請勧誘禁止規制が、市場の健全な発展を阻害しているのではないか、との考えにも反論。商品先物と同じく社会問題化した、外国為替証拠金取引（FX取引）が同規制が導入されて以降、勧誘による営業からインターネット取引にビジネスモデルを転換したことで、顧客口座数を伸ばしている実例を挙げ、「不招請勧誘禁止規制の存続によって市場の健全な発展が阻害されるとは言えない」と、同規制の緩和に反対した。

一方、日本弁護士連合会や、商品先物取引被害者の救済に取り組んできたグループも、同規制の緩和に反対する声明をそれぞれ出している。この問題に関して、昨年11月26日に開かれた公明党財政・金融部会に出席した弁護士は、同規制が緩和されると「これまでの努力が無駄になる」と強く訴えた。

金融庁は当初、今年3月までに総合取引所に関する政令改正をめざし、不招請勧誘禁止を含む営業行為に関する規制を、法律ではなく業界による自主規制ルールで対応する方針を固めていた。ところが、反対の声が相次いだため、「総合取引所が直ちに実現するわけではない」として、行為規制に関する政令改正を先送りした。

行為規制の緩和は時期尚早

竹内　譲　党財政・金融部会長

商品先物取引を扱う一部の悪質な業者による、無理な営業行為が社会問題化した際は、年間4000件にも上る苦情が寄せられていたが、不招請勧誘の禁止が規定されて以降は激減している。その効果は歴然だが、トラブルがゼロになったわけではない。

総合取引所については、どういう形で市場が統合されるかも決まっておらず、行為規制に関する緩和は時期尚早だ。引き続き慎重に議論していくべきだ。

党部会で数度にわたり、この問題について検討してきたが、不招請勧誘規制の緩和により新たな被害が生じる恐れは否定できない、との意見が大半だった。

一方で、海外と比べて遅れている先物市場の活性化は、日本の経済発展に不可欠であり、取り組みを急ぐのは理解できる。ただし、業界側の努力はもちろん、十分な知識と能力を持つ個人投資家の健全な育成が必要だ。それには時間がかかる。

被害防止には、個人投資家のリテラシー（知識・能力）の充実が重要であり、取引拡大をめざすのであれば、そうした取り組みこそ重要だ。残念ながら、いまだに電話や飛び込み訪問などによる営業行為が行われる現状を見る限り、被害発生は避けられないと考える。

今後も、当局に対して対策の充実を求めていきたい。

（衆院議員）